

群馬県口蹄疫防疫指針

平成22年 9月 3日

群馬県農政部

本防疫指針は、口蹄疫に関する新たな知見や関係機関からの意見等を踏まえ、適宜見直しを行う。

【目 次】	項
第 1 目的	1
第 2 防疫の基本方針	
1 防疫措置の根拠	1
2 防疫措置への基本姿勢	1
3 防疫体制と役割	1
4 防疫措置における留意事項	6
第 3 防疫措置	
1 異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置	1 2
2 病性決定時の措置	1 7
3 発生農場における防疫措置	2 3
4 移動制限区域及び発生農場周辺における防疫措置	2 8
5 接触したおそれのある感受性動物の追跡	2 9
6 制限区域外の地域における対応	3 0
7 ワクチンを用いたまん延防止	3 0
8 防疫措置完了後の清浄性確認検査及び移動制限の解除等	3 1
9 ワクチン接種区域の農場における家畜の再導入	3 2
10 県実施本部等の廃止	3 2
第 4 危機管理体制及び事前対応型防疫体制の構築	
1 危機管理体制の構築	3 3
2 偶蹄類家畜の所有者への発生予防に係る指導	3 3
3 通報体制の整備	3 3
4 連絡体制及び役割の整備	3 3
5 病性鑑定体制の整備	3 3
6 防疫措置に係る事前対応	3 4
7 防疫演習等の実施	3 5
8 本病に関する情報収集と共有化	3 5

第1 目的

この防疫指針は、本県での口蹄疫（以下「本病」という。）の発生予防を図るとともに、本病が本県で発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるための防疫措置が、迅速かつ的確に実施できるよう県内の体制と役割分担を定めるものである。

第2 防疫の基本方針

1 防疫措置の根拠

本病の防疫措置は、以下の法令等及びこの防疫指針に基づき実施する。

「家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）」（以下「法」という。）

「家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）」（以下「施行令」という。）

「家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）」（以下「施行規則」という。）

「口蹄疫対策特別措置法（平成22年6月4日法律44号）」（以下「特措法」という。）

「家畜防疫を総合的に推進するための指針（平成13年9月6日付け農林水産大臣臨時代理国務大臣公表）」

「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日付け農林水産大臣公表）」（以下「国防疫指針」という。）

「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項（平成16年12月1日付け16消安第6315号農林水産省消費・安全局長通知）」（以下「国指針留意事項」という。）

「口蹄疫防疫措置実施マニュアル（平成22年6月24日付け22消安第2898号農林水産省消費・安全局長通知）」

「群馬県家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年10月19日規則第70号）」

「群馬県家畜伝染病まん延防止規則（昭和26年6月26日規則第49号）」（以下「県規則」という。）

「群馬県家畜伝染病防疫体制に関する指針（平成16年3月17日制定）」

2 防疫措置への基本姿勢

本病は、一般的には牛、豚等の偶蹄類の病気であり、その病性や感染力の強さ等から畜産業への影響は甚大なものとなり、最も警戒すべき家畜の伝染病の一つである。このため、本病の防疫措置に携わる者は、本県で発生した場合、畜産業のみならず観光を始めとする経済活動や県民生活全般にも多大な影響を及ぼすことを認識して従事する。

特に、県畜産関係機関（畜産課、家畜保健衛生所、家畜衛生研究所、畜産試験場、浅間家畜育成牧場）に勤務する家畜防疫員及び職員は、本病の防疫に全力を傾注する。

3 防疫体制と役割

県（県庁及び県民局）、市町村、農業団体は、国内及び本県における本病の発生時の適正かつ迅速な対応、県民の不安解消及び関係者に対する支援等に万全を期するため、口蹄疫対策を効果的に実施する体制を次のとおり整備する。

それぞれの役割は次のとおりとし、業務分担、初動防疫の流れは表 - 2、3 のとおりであり、互いに連携して対策にあたるものとする。

(1) 県 庁

群馬県口蹄疫対策実施本部設置要領に基づき、口蹄疫の発生状況に応じて、群馬県口蹄疫対策実施本部（以下「県実施本部」という。）、群馬県口蹄疫防疫本部（以下「県防疫本部」という。）、又は群馬県口蹄疫防疫会議（以下「県防疫会議」という。）を次の基準により設置し、発生状況に応じた主な対応は表-1のとおりとする。

ア 県実施本部の設置は以下のいずれかの場合とする。

県内の家畜において口蹄疫が疑われた場合

隣接県で口蹄疫が発生した場合

イ 県防疫本部の設置は以下の場合とする。

県内及び隣接県を除く本州で口蹄疫が発生した場合

ウ 県防疫会議の設置は以下の場合とする。

本州を除く国内で口蹄疫が発生した場合

【県実施本部の役割と業務】

防疫活動の基本的事項の策定及び方針の決定（埋却地の決定を含む）

国、現地対策本部、農業団体対策本部、関係機関との連絡調整及び会議の開催

警察への協力依頼及び自衛隊への派遣要請

防疫活動に必要な従事者の確保・派遣・管理

防疫活動に必要な資材・機材の確保・配布

県民及び報道機関等への情報提供

その他必要な業務（組織及び業務分掌は県実施本部防疫業務概要書に定める）

『群馬県口蹄疫対策実施本部』対応フロー

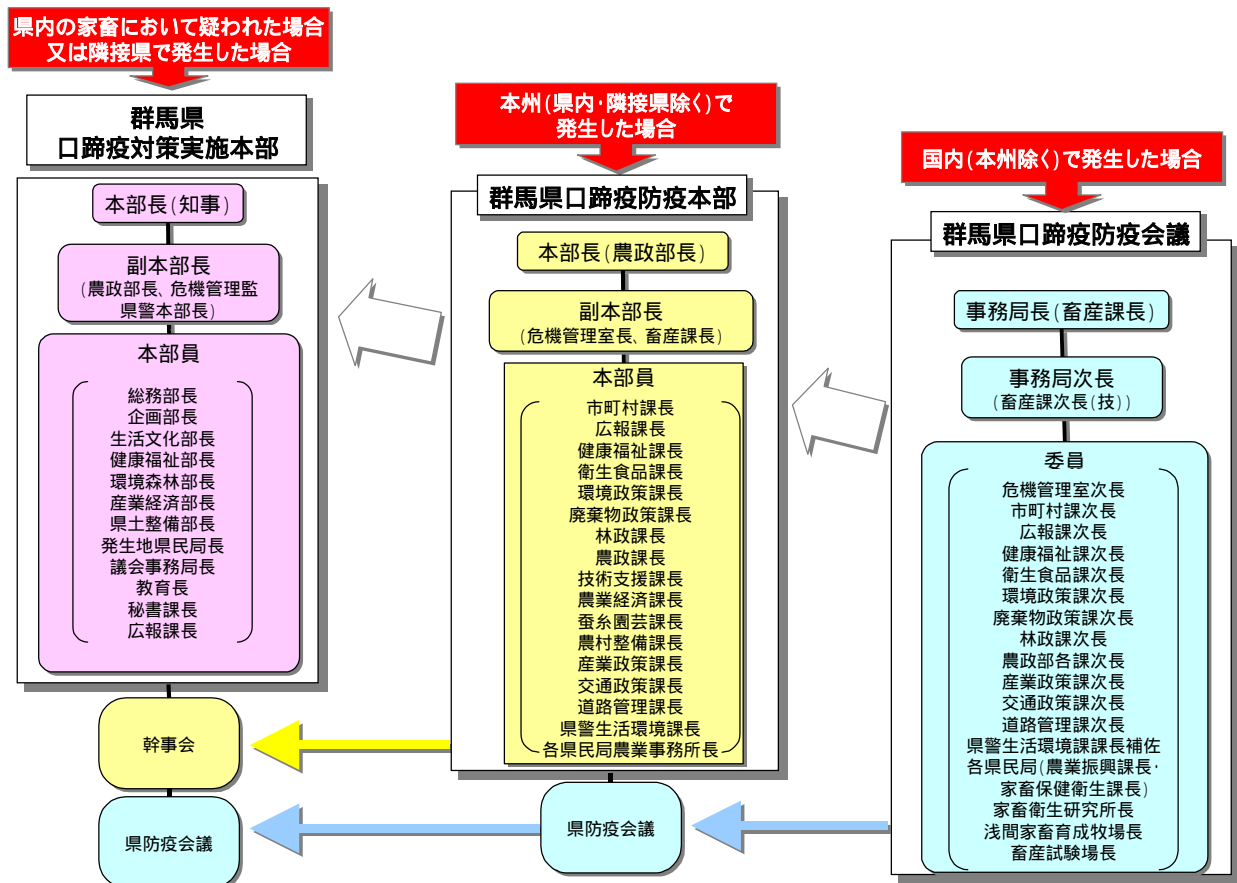


表 - 1 口蹄疫の発生状況による対応

発生状況	県の対応	農場の対応
県内の家畜において疑われた場合・隣接県で発生した場合	【群馬県口蹄疫対策実施本部の設置】 1 迅速かつ的確な初動防疫の実施 疑似患畜と判定後24時間以内の殺処分完了 疑似患畜と判定後72時間以内の埋却完了 消毒ポイントの迅速設置 2 まん延防止の実施 移動制限区域内農場に消毒薬配布 県内全農場に対して消毒実施命令（法第9条） 発生農場から半径3km圏内農場の異常家畜調査 発生農場から半径1km圏内農場の抗原検査及び抗体検査等	発生農場は防疫措置に協力 命令による消毒の実施（全戸） 異常家畜調査、抗原・抗体検査の協力 家畜飼養者及びその家族は外出及び帰宅の際、その都度着替えるとともに手指及び靴底等の消毒の徹底 不要不急の集会等への出席自粛
本州（県内・隣接県除く）で発生した場合	【群馬県口蹄疫防疫本部の設置】 1 防疫体制の強化 発生予防措置の徹底（農場・関係車両の消毒、入場制限、飼養家畜観察等の強化） 初動防疫体制の再確認	飼養衛生管理基準の遵守強化 飼養家畜の観察強化 異常家畜発見時の迅速な通報
国内（本州以外）で発生した場合	【群馬県口蹄疫防疫会議の設置】 1 防疫の徹底と危機管理 防疫会議等の開催 農場消毒等を指導 異常家畜確認調査の実施 防疫措置の準備（消毒薬等備蓄） 危機管理情報連絡会議の開催	飼養衛生管理基準の遵守 飼養家畜の観察徹底 異常家畜発見時の迅速な通報
平常時	法に基づく指導	飼養衛生管理基準の遵守

(2) 県民局

県実施本部が設置された場合、県を挙げて防疫対策にあたるため県内全ての県民局に県民局長を本部長とする口蹄疫現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。その組織及び事務分掌は、県民局毎に定め、業務分担、業務内容及び指揮命令系統を明らかにしておく。

【発生地の現地対策本部の役割と業務】

地域における防疫活動の実施主体

- ・発生農場の防疫措置（殺処分・埋却・消毒等）

・埋却候補地の選定・調整

・集合場所の選定

市町村、農協等との連絡調整

その他地域で対応すべき業務（各現地対策本部：防疫業務概要書に定める業務）

【発生地以外の現地対策本部の役割と業務】

管内に移動制限、搬出制限が設定された場合、移出入監視、消毒ポイントの選定
・運営

発生地現地対策本部への人的・物的支援

(3) 市町村

発生地の市町村は、市町村長を本部長とする市町村口蹄疫対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置し、現地対策本部との密接な連携により適正かつ迅速な対応、地域住民の不安の解消及び支援等に万全を期する。

市町村対策本部の組織及び担当業務は、市町村において定める。

【市町村対策本部の役割と業務】

現地防疫活動の実施及び支援

・防疫活動従事者の確保

・埋却候補地の選定・調整

・現地事務所の選定・運営

発生農場及び埋却地周辺住民への説明

市町村民、関係事業者への広報、住民相談窓口の設置

(4) 農業団体（JAグループ群馬）

JAグループ群馬は、生産活動（飼料運搬、生乳収集搬送等）におけるまん延防止、消毒ポイントの運営協力、防疫措置従事者の派遣、生産者の情報提供など生産組織を挙げた取り組みを行うため群馬県農業協同組合中央会長を本部長とするJAグループ群馬口蹄疫対策本部（以下「JAグループ群馬対策本部」という。）を設置し、県実施本部、現地対策本部、市町村対策本部との密接な連携により迅速な封じ込め及び早期終息を図る。

JAグループ群馬対策本部の組織及び担当業務は、JAグループ群馬において定める。

【JAグループ群馬対策本部の役割と業務】

生産活動における発生予防及びまん延防止策の実施

現地防疫措置（殺処分、埋却、消毒等）従事者の確保

消毒ポイントでの車両消毒支援及び自主消毒ポイントの運営

生産者、関係事業者への情報提供、営農相談窓口の設置

表 - 2 業務分担表

(:主体的に活動)

	業務内容	県実施本部	現地対策本部	市町村対策本部	JAグループ群馬対策本部
動員	家畜防疫員の動員 県職員(発生県民局以外)の動員 県職員(発生県民局)の動員 市町村職員の動員 JAグループ・地元JAの動員 国・都道府県家畜防疫員等派遣要請 自衛隊派遣要請 全体動員者の調整 輸送手段の手配、確保 宿泊場所の確保、手配				
従事者の配置	動員者の配置 消毒ポイント 住民説明(発生地、埋却地)				
従事者の健康管理	検診場所の選定・運営 保健師確保派遣、()内保健所設置市			()	
資材購入	防疫資材の必要量把握・発注 食料等の必要量把握・発注				
現場事務所	集合場所の選定・運営 防疫資材保管場所の選定・運営				
農場併設テント	場所の選定 設営、運営				
埋却地の選定	所有地(畜舎隣接の場合) 市町村有地 県有地、国有地 農地の一時転用許可 その他掘削にともなう許認可				
埋却作業	埋却作業の請負契約、監督				
住民説明会 (発生地、埋却地)	会場選定・設営 説明、資料作成者				
移動の規制	通行の制限又は遮断 移動制限、搬出制限区域の設定				
消毒ポイント	消毒ポイントの選定 消毒ポイントの決定、通知 消毒ポイントの作業委託 消毒ポイントの運営 緊急消毒ポイント(発生農場周辺) 道路占用協議(市町村道) 道路占用協議(県道、国道) 警察への支援依頼				
消石灰の配布	移動制限区域内農場への配布				
発生時調査検査	異常家畜確認調査(半径3km) 抗原検査及び抗体検査(半径1km) 移動制限区域内大型農場臨床検査 移動制限区域内農場への指導				
疫学調査	発生地での疫学調査 飼料、家畜等の疫学調査				
連絡調整	県域団体との調整 市町村、農協等の調整				
報道対応	報道対応				

4 防疫措置における留意事項等

(1) 事前対応型防疫の徹底

本病の防疫対策は、早期発見及び早期通報のための監視体制の強化を図るとともに、発生時においては迅速な殺処分及び埋却等によるまん延防止対策を全県を挙げて講じ、その被害を最小限に食い止めることが基本である。

このため、防疫措置に携わる関係者は、日頃から各自の役割を訓練し、事前対応型の防疫体制を構築しておく必要がある。

なお、異常家畜の速やかな届出が、本病の防疫対策の起点となることから、偶蹄類家畜の所有者等が適切に通報できる体制を、すべての畜産関係者が一体となって構築する。

(2) 口蹄疫対策緊急会議の開催

ア 目的

異常家畜の届出時点から防疫措置が開始されているが、県、当該市町村、関係団体等が、本病の発生（病性の決定）に備えた防疫措置に向けて正しい情報を共有し、かつ防疫方針を確認・協議する。

イ 時期

当該農場への立入検査により確認した写真及び疫学情報から本病を否定できないと農林水産省動物衛生課（以下「農水省担当課」という。）が判定し、病性鑑定材料が送付された場合及びその他必要な場合に畜産課が主催する。なお、会議は非公開とする。

ウ 参集

参集者は、県防疫会議委員、該当市町村担当課長、JAグループ群馬対策本部役員及び県域畜産団体（別掲）の代表者とする。

エ 協議事項

異常家畜報告農場の概要

防疫計画

- ・ 初動防疫（殺処分・埋却・消毒）方針
- ・ 移動制限区域、搬出制限区域の設定
- ・ 消毒ポイントの設置
- ・ 防疫要員配置計画及び動員計画

今後の公表計画

(3) 異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置

次の事項に留意して、第3 防疫措置 1 異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置を行う。

ア 家畜保健衛生所長

初動防疫体制の開始を指示

通常業務の停止・繰り延べ、本病防疫に全力傾注を指示

通報農場立入検査職員への指示
病性決定に備えた準備の指示
(画像判定により疑似患畜決定まで短時間の場合あり)

イ 家畜防疫員

確実な検査、冷静な防疫措置に心がける
防疫措置において判断に迷う場合は上司の指示を仰ぐ
防疫措置の進捗報告は適宜行う

ウ 畜産課長

通常業務体制から防疫業務体制への移行を指示
農政部長、総務部危機管理監への報告
口蹄疫対策緊急会議、病性決定に備えた準備を指示
(画像判定により疑似患畜決定まで短時間の場合あり)

(4) 病性決定時の措置

次の事項に留意して、第3 防疫措置 2 病性決定時の措置を行う。

ア 県実施本部

円滑な県実施本部の設置
各対策本部(国、県民局、市町村、JAグループ群馬)との連携
病性決定直後からの消毒ポイントの稼働
初動防疫への迅速かつ的確な支援

イ 現地対策本部

円滑な現地対策本部の設置
発生地市町村対策本部との連携
畜産農家、関係団体等への情報提供
発生地域住民への情報提供

(5) 発生農場における防疫措置

次の事項に留意して、第3 防疫措置 3 発生農場における防疫措置を行う。

ア 県実施本部

初動防疫措置への迅速かつ的確な支援
明確な方針と情報共有による各対策本部(国、県民局、市町村、JAグループ群馬)との連携

イ 現地対策本部

疑似患畜と判定後、原則24時間以内に当該農場内で殺処分を完了
埋却地は当該農場又は当該農場の周辺とし、疑似患畜と判定後72時間以内に埋却を完了
殺処分及び埋却作業でのウイルス拡散防止の徹底
防疫措置従事者の健康に配慮

(6) 移動制限区域及び発生農場周辺における防疫措置

次の事項に留意して、第3 防疫措置 4 移動制限区域及び発生農場周辺における防疫措置を行う。

ア 県実施本部

本病のまん延防止策の徹底

- ・ 移動制限区域、搬出制限区域における偶蹄類家畜の移動規制の徹底
- ・ 円滑な消毒ポイント運営
- ・ 移動制限区域内農場への消石灰配布

イ 現地対策本部

本病浸潤状況調査時のウイルス拡散防止の徹底

- ・ 異常家畜確認調査
- ・ 抗原検査及び抗体検査

本病のまん延防止の徹底

- ・ 移動制限区域内農場への指導

(7) 各防疫措置における進行管理

本病のまん延防止、早期の終息には、上記(3) ~ (6) の各防疫措置の迅速かつ的確な実施及び実施確認が必要不可欠である。

ア 県実施本部、現地対策本部の各防疫措置の進行管理は、それぞれ県防疫会議の事務局長(畜産課長)、現地対策本部が定める副本部長が行う。

イ 県実施本部、現地対策本部が定める各班の長は、担当業務の進行管理を行う。進捗状況を別に定める業務進行チェック表、業務報告書に記載し、適宜上司に報告する。なお、緊急を要する場合は、口頭での報告も可とする。

(8) 国・他道府県、自衛隊への応援要請

発生状況から、本県の家畜防疫員、県・市町村・団体等職員では対応が困難と判断される場合には、農水省担当課に対して、不足員数、派遣要請期間及び予定活動内容を付して、国、他都道府県の家畜防疫員及び関係機関職員の派遣を要請する。

また、自衛隊への災害派遣要請を検討する。

(9) 埋却地の確保

埋却地は、ウイルス拡散防止のため当該農場又は当該農場の周辺とする。迅速かつ的確な防疫措置には、迅速な埋却地の確保が必要不可欠であることから、平常時から役割を分担してその確保に努める。

ア 農業事務所の役割

平常時から農場毎の埋却可能場所を確認するとともに、家畜所有者が埋却地の確保に努めるよう指導を行う。

埋却地担当者を定め、あらかじめ市町村と発生時の埋却地確保に係る協議を行う。

市町村有地での埋却についても、併せて協議を行う。

異常家畜の届出時から埋却地の選定を開始し、市町村と連携して確保する。

イ 畜産課の役割

集団発生等により多数の患畜等の死体及び汚染物品が生じる場合を想定し、国有地、県有地での埋却地の選定、運搬方法等の検討を行う。

当該農場又は当該農場の周辺以外の埋却地、死亡畜の運搬方法については、農水省担当課と協議し決定する。

発生市町村以外に埋却する場合、運搬車両が通過又は埋却する場所の市町村長と協議するものとする。

ウ 市町村の役割

平常時から口蹄疫発生に備え、市町村有地を含めた埋却可能場所を確認する。

異常家畜の届出時から埋却地の選定を開始し、農業事務所と連携して確保する。

確保された埋却予定地周辺住民への説明を行う。

(1 0) 消毒ポイントの設置・運営

ア 発生農場及び発生地域からのウイルスの拡散防止を図るため、飼料運搬車両を含む畜産関係車両のうち移動制限区域内を出入り及び移動する車両を消毒する施設（消毒ポイント）を設置する。また、発生農場周辺の一般通行、防疫作業通行によるウイルス拡散防止を図るため、緊急消毒ポイントを防疫措置完了（埋却完了）時まで設置する。

イ 本病の発生確認直後から消毒ポイントを稼働できるよう、事前に消毒ポイント候補地の選定、設置・運用の体制を整備する。

(1 1) 疫学調査

ア 疫学調査は、発生の確認から21日前まで遡って実施する。

イ 農場従業員（農場主含む）の行動歴、宅配便等の入退場、農場への訪問者等を調査する。特に農場への訪問者等については訪問前後の行動歴についても調査する。

(1 2) ワクチン

本病の防疫措置は、早期の発見と患畜等の迅速な殺処分により、短時間のうちにまん延を防止することが最も効果的な方法であることから、ワクチン接種は原則として実施しない。

万が一、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合には、農水省担当課との協議によりワクチン接種の可否を判断する。

(1 3) 移動制限区域及び搬出制限区域の解除に係る血清疫学調査

防疫措置完了後、新たな疑い事例が概ね7日間ない場合、移動制限区域の解除に向け、農水省担当課との協議の上、対象農場ごとに血清疫学調査及びその他必要な調査を実施する。

(1 4) 個別対応課題

迅速かつ的確な防疫措置のため、下記の要領等を別に定める。

- ア 県実施本部設置要領
- イ 県実施本部防疫業務概要書
- ウ 消毒ポイント設置運営規程
- エ 現場事務所設置運営規程
- オ 住民説明会開催規程
- カ 防疫従事者のしおり
- キ 牛・豚の殺処分方法
- ク 発生農場のウイルス拡散防止方法
- ケ 移動制限区域内で生産される生乳の取扱い

(1 5) 報告等様式

報告等に必要な様式は、次のとおりとする。

- ア 国指針留意事項に定める報告等様式（別記様式 1～11）
- イ 国指針留意事項に定めるプレスリリース案
- ウ 群馬県口蹄疫防疫計画案
- エ 業務進行チェック表
- オ 業務報告書

(1 6) 積算基礎資料等

迅速かつ的確な防疫措置のため、下記の標準積算等を別に定める。

- ア 動員配置計画表
- イ 埋却溝積算設計図書
- ウ 発生農場防疫資材及び初動搬入資材一覧